Ⅱ　人の健康の保護と生活環境の保全

⑤音

自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。

現状と課題

私たちを取り巻く環境には、心にやすらぎを与える音や、安眠を妨げたり、精神状態を不安定にする騒音があります。

市内では、工場、事業所からの騒音や振動、また交通による騒音や振動の苦情は少ないものの、建設工事に伴う苦情が多く発生しています。

近年の動向として、近隣における空調機、犬、ピアノやテレビなどによる騒音や航空機による騒音の問題があります。また、海岸沿いでは深夜の花火による騒音が発生しているため、これを規制する条例を制定し、深夜パトロール等の対策をとっています。

鎌倉から不快な音を減らし、自然が醸し出す音を楽しめるまちにすることを目標とします。

■　市内の騒音調査結果（昼間）

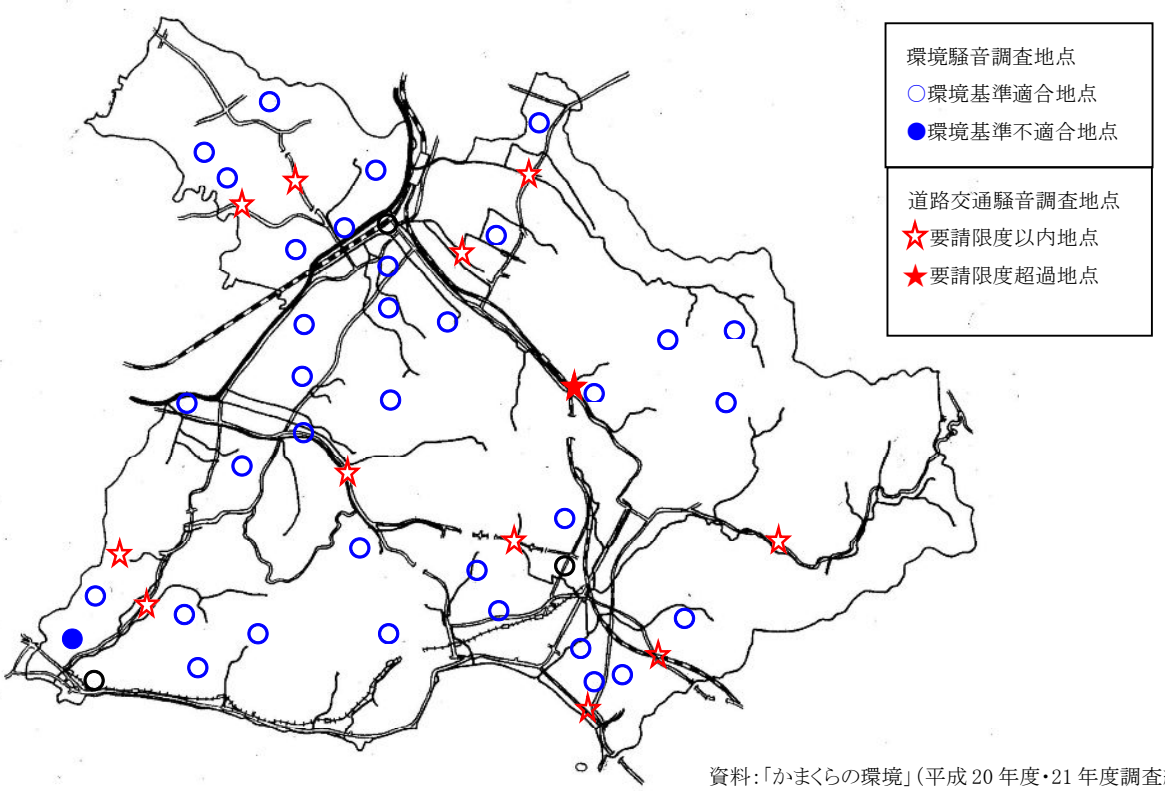

資料：「かまくらの環境」（平成 20 年度・21 年度調査結果）

＊一般地域の騒音の実態を把握するため、市内 38 地点の環境調査を実施しています。（1 年で 19 地点調査）
道路交通騒音調査は12地点で、主要幹線際とその背後地において昼夜間実施しています。（1 年で 6 地点調査）

目標を達成するための指標

環境騒音	環境基準の達成
自動車騒音	要請限度の達成

施策の体系

１ 工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進
- 工場・事業所、建設作業における騒音振動の規制・指導

２ 交通騒音振動対策の推進
- 自動車交通量の抑制（Ⅰ－①地球環境参照）
- 道路の適正管理

３ 近隣騒音等に関する対策の推進
- 近隣騒音への配慮の要請・啓発
- 深夜花火防止に関する要請・啓発
- 航空機騒音に関する情報収集・国への要請

■騒音の大きさと影響の目安

騒音レベル（デシベル）	音の大きさの目安	影響の目安
120	飛行機のエンジンの近く	長時間さらされると難聴になる
110	自動車の警笛（前方 2m）	
100	ガード下	ほとんどの人がいらいらする
90	騒々しい工場の中	
80	地下鉄の車内	
70	黒電話のベル（1m）	会話の妨げになる
60	静かな街頭	
50	静かな事務所	睡眠が妨げられる
40	市内の深夜・図書館	
30	郊外の深夜	（静か）

資料：神奈川県「静かな生活環境をめざして」（平成８年）

■日本の音風景の事例

分類	音風景の名称
鳥	鴨居のタンチョウサンクチュアリ（北海道）
昆虫	宮城野のスズムシ（宮城県）
海	琴引浜の鳴き砂（京都府）、鳴門の渦潮（徳島県）
産業・交通	横浜港新年を迎える船の汽笛（神奈川県） 伊万里の焼物の音（佐賀県）
鐘	千光寺驚音楼の鐘（広島県）
祭り等	ねぶた祭（青森県）、エイサー（沖縄県）

＊音風景：人々に親しまれている地域の音を良好な音風景と呼びます。自然環境に恵まれ。伝統行事や寺社など様々な要素がある鎌倉には、良好な音風景が数多くあります。市内の騒音を減らし、いつでも良好な音風景を楽しめるようにすることが大切です。

資料：環境省「音風景百選」（平成８年）

施策の展開

１ 工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

【 】内は各施策の進捗指標

事業名	各主体の役割と施策		担当課
①工場・事業所、建設作業における騒音振動の規制・指導	事業者	・工場、事業所における騒音・振動の防止に努めます。 【騒音振動規制基準】	環境保全課
		・建設作業における騒音・振動の防止に努めます	環境保全課
		・深夜営業騒音の削減に努めます。	環境保全課
	市	・工場、事業所における騒音・振動の規制・指導に努めます。	環境保全課
		・建設作業における騒音・振動の指導に努めます。	環境保全課
		・深夜営業騒音に対する改善指導を行います。	環境保全課

２ 交通騒音振動対策の推進

【 】内は各施策の進捗指標

事業名	各主体の役割と施策		担当課
①自動車交通量の抑制	（Ⅰ－①地球環境参照）		
	市民	・マイカーの利用をなるべく避け、利用に当たっては自動車騒音に配慮します。 【道路交通騒音要請限度に適合した地点数の割合】	環境政策課
	滞在者	・マイカーの利用を控え、公共交通機関、徒歩による観光、通勤、通学に努めます。	交通政策課
	市	・パーク＆ライドや鎌倉フリー環境手形などの施策を進めるとともに、市民や観光客が歩いて楽しい街の創造に向け、市民や事業者との協働により、歩行・居住環境の向上策を検討します。	交通政策課
②道路の適正管理	市	・自動車の騒音対策として路面の適正な管理に努めます。	道水路管理課/ 道路整備課/ 作業センター

３ 近隣騒音等に関する対策の推進

【 】内は各施策の進捗指標

事業名	各主体の役割と施策		担当課
①近隣騒音への配慮の要請・啓発	市民	・近隣に迷惑な騒音を発生しないように配慮します。 ・鎌倉らしい心地よい音風景を保全します。	環境保全課
	滞在者	・レジャーにおける騒音に配慮します。	
	市	・近隣騒音・音環境に対する啓発を行います。 【近隣騒音に関する情報提供】	環境保全課
②深夜花火防止に関する要請・啓発	市民	・深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしません。	環境保全課
	事業者	・深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしないよう市と協力します。	環境保全課

	滞在者	・深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしません。	環境保全課
	市	・深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしないように意識の啓発と指導を行います。 【深夜花火に関する苦情件数】	環境保全課
③航空機騒音に関する情報収集・国への要請	市	・航空機騒音に関する情報収集・提供を行います。 ・航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、航空機騒音の削減に努めます。 【航空機騒音に関する年間の苦情件数】	環境保全課 環境保全課

国の施策等	県の施策等
・騒音規制法、振動規制法による工場、事業所及び建設作業からの騒音、振動の防止 ・自動車交通騒音・振動対策の推進 ・近隣騒音を防止するための普及・啓発 ・良好な音環境の保全のための普及・啓発	・騒音規制法、振動規制法に基づく規制の実施神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音等の規制の実施 ・国等への航空機騒音防止の要請

主な環境施策

深夜花火の禁止　～静かな夜に、みんなが安心して眠れるように～

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れ、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、さまざまに海を楽しんでいます。

その中で、特に夏の深夜に、一部の若者などによって音の大きい花火が行なわれることがあり、近くの住民が安心して眠れないなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市では平成16年3月に「深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。これにより、夜10時から翌朝6時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。

特に、地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要がある公共の場所を、「深夜花火特別対策区域」に指定し、地域の住民とともに、夜間のパトロールや意識の啓発等を実施しています。

啓発用の看板（七里ガ浜　国道沿い）